

社会政策学会

第 150 回(2025 年度春季)大会

プログラム

◆共通論題◆

男女賃金格差を改めて検証する

2025 年 5 月 17 日(土)～18 日(日)

東京都立大学 南大沢キャンパス

社会政策学会第 150 回(2025 年度春季)大会実行委員会

実行委員長 阿部彩(東京都立大学)

実行委員会事務局 e-mail: ayaabe@tmu.ac.jp

- ※ 懇親会参加・お弁当は大会参加登録と一緒に事前にお申込み・前納ください(準備の都合上、大会当日の懇親会参加・お弁当のお申込みは原則お受けできないことご了承ください)。
- ※ 学会ホームページ上の参加登録システムから、4月7日(月)【正午】～5月7日(水)【正午】の期間内にお申込みください(参加費ご納入期限は、オンラインクレジットカード決済は5/9(金)23:59 まで、振込の場合は5/9(金)付け着金までとなります)。

大会プログラム目次

社会政策学会第 150 回大会開催にあたって.....	2
第 150 回大会実行委員会からのお知らせ.....	3
フルペーパーの閲覧方法.....	5
第 150 回(2025 年度春季)大会プログラムの概要.....	6
第 1 日 5 月 17 日(土)プログラム.....	8
第 2 日 5 月 18 日(日)プログラム.....	10
共通論題 報告要旨.....	14
テーマ別分科会 報告要旨.....	17
自由論題 報告要旨.....	25
教育セッション.....	33
幹事会・各種委員会・専門部会開催のご案内.....	34
交通アクセス・キャンパスマップ.....	35
教室配置図.....	36
懇親会のご案内.....	38

2025 年度春季大会における総会開催について

代表幹事 菅沼 隆

下記の通り開催しますので、会員はご参集ください。

日時：2025 年 5 月 17 日（土）17:05～18:05

会場：東京都立大学 南大沢キャンパス 6 号館 110 号教室

- 議題：
- 1) 報告 学会賞発表・表彰の秋季大会変更
 - 2) 会則の改正
 - 3) 規程の新設（若手研究者支援委員会）
 - 4) 2024 年度活動報告
 - 5) 2024 年度決算・監査報告
 - 6) 2025 年度活動方針
 - 7) 2025 年度予算案
 - 8) 役員選挙予告
 - 9) 大会若手研究者優秀賞発表・表彰
 - 10) 永年会員となられた会員について
 - 11) 次回開催校からのご挨拶
 - 12) その他

社会政策学会第 150 回大会の開催にあたって

2025 年春季大会となる第 150 回社会政策学会は、東京都立大学南大沢キャンパスにてリベンジ開催させていただきます。

なぜ、「リベンジ」なのか？実は、5 年前の 2020 年春季大会も本校にて開催させていただく予定でした。そう、あのコロナ・ウィルス感染症が始まった 2020 年です。

2020 年の 3 月、都立大大会実行委員会では、5 月の大会開催に向けて、準備を着々と進めていました。プログラムは完成しており、すでに印刷所に原稿を入稿。アルバイト学生も手配、懇親会会場のレストランとの交渉も終わっていました。

2 月には、日本においてもクルーズ船上の新型コロナ・ウィルスの感染が発見されており、毎日のようにそのニュースが流れていました。しかしながら、この時点においては、学会幹事会においても大会実行委員会においても、これが大会開催を阻むものとなるとは思ってもみませんでした。3 月には学校閉鎖も始まり、海外からの招へい者からは次々と来訪中止の連絡が入ってきました。このころ、代表幹事の埋橋孝文先生、事務局長の所道彦先生、春季企画委員長の鬼丸朋子先生と私は、毎日メールや電話で連絡しており、懇親会をやめるなどさまざまな感染対策について議論していました。しかし、私たちは、3 月末のこの時点においても、5 月になれば事態は収拾し、対面開催が可能だと考えていたのです。私は、どうやってアルバイトの学生に配布するマスクが確保できるだろうかと真剣に悩んでいたのを覚えています（このころ、東京ではマスクが買えなくなっていました）。

しかし、とうとう近々東京にて緊急事態宣言が発出されるだろうという状況となり、埋橋代表より対面開催見送りの決断がなされました。印刷されたプログラムは、泣く泣く廃棄です。自由論題はオンラインペーパーの HP 掲載のみとし、共通論題だけは決行する。私たち実行委員会は、「オンラインで会議を配信できるアプリがあるらしい」との情報から、初めてのオンライン配信学会のやり方を学ぶこととなりました。オンライン配信については、室田信一先生にテクニカル面を 100%担っていただき、鬼丸先生からは全日サポートをいただいて、2020 年春季社会政策学会は私の研究室から配信されることとなったのです。今思えば ZOOM 配信はたいして難しい技術ではないのですが、当時は初めてのことで生きた心地がしませんでした。

あれから、5 年。

社会政策学会員みなさまを、東京都立大学にお迎えすることができ、本当にうれしく思います。ご当地グルメも、素敵な校舎もない会場ですが、緑のきれいなキャンパスです。2 日間、ゆっくりと研究議論を交わしていただき、交流していただければと思います。

5 年前の実行委員会のメンバーの多くが、今回の大会にもかかわって下さっています。教員では、堀江孝司会員、室田信一会員、林祐司会員、院生では松原祥会員、近藤天之会員、そして、今回から跡部千慧会員、院生の高西圭太会員、新田凌大会員が 2025 年大会を支えています。また、OB/OG の梶原豪人会員（県立広島大学）と引馬知子会員（田園調布学園大学）も助っ人してくれます。ここに記して、厚く御礼申し上げます。

第 150 回大会実行委員長 阿部彩

第 150 回大会実行委員会からのお知らせ

1. 参加登録・参加費等の前納について

- 学会ホームページ上にオンライン参加登録システムを設けます。大会に参加される方は 5/7 (水)【正午】 までにお申込み（参加登録）ください。

【大会参加申込フォーム URL】

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/apply/JASPS>
社会政策学会ホームページ>重要なお知らせ>「次回大会」からアクセス

- 参加費等（大会参加費/懇親会費/お弁当代）は、参加登録後に配信される、登録完了のお知らせメールをご参照の上、クレジットカード決済か ゆうちょ銀行口座にお振込みください（ゆうちょ銀行口座へのお振込みの場合かかる手数料は各自でご負担ください）。参加費等のご納入期限は、オンラインクレジットカード決済は 5/9（金）23:59 まで、振込の場合は 5/9（金）付け着金までとなります。
- 大会参加費は、一般会員は前納 2,500 円（大会当日 3,000 円）、割引会員（常勤職に就いていない会員）および外国人会員は前納 1,500 円（当日 2,000 円）です。永年会員は無料です。非会員は（一般・院生とも）一般会員と同額です。
- 懇親会費（5,000 円）、お弁当代（1,500 円）は事前のお申込み・前納のみです。準備の都合上、大会当日のお申込みは原則お受けできません。ご了承下さい。
- 前納された大会参加費、お弁当代、懇親会費は原則払戻しできません。ご了承下さい。

2. 大会受付について（36-37 頁ご参照）

- 5 月 17 日（土）、18 日（日）とも、受付は 1 号館 1 階西側入口で行います。

3. ご昼食について

- お弁当は、参加登録時にどなたでもお申込みいただけます。参加登録時にお申込み・前納ください。
- お弁当代は 5 月 17・18 日とも 1,500 円です。お弁当は休憩室（1 号館 101 教室）でお渡し（当日 11 時頃からを予定）します。

4. 懇親会について（38 頁ご参照）

- 国際交流会館 1 階にて開催します。
- 参加登録時にお申込み・前納ください。懇親会費は 5,000 円です。

5. フルペーパー、報告時間について

- 大会におけるフルペーパーは、「フルペーパーの閲覧方法」（5 頁）をご覧ください。会場内でのフルペーパー配布は行いません。
- 自由論題報告者の報告時間は 25 分、質疑応答時間は 10 分です。ご不明な点は禿あや美 春季企画委員長（kamuroayami@mail.saitama-u.ac.jp）にお問い合わせください。

6. プレゼンテーション・ツールのご使用、レジュメ等資料配布について

- ご報告の際は、プレゼンテーション・ツール（PowerPoint、PDF 等）のご使用、またはレジュメ等の資料配布をご検討ください。
- 資料配布は任意で、簡易（様式・枚数とも自由）なもので結構です。配布する場合の目安は70部です。当日会場までご持参ください。プレゼンテーション用データも USB メモリに保存し当日ご持参ください。いずれも開催校に事前送付・送信なさらぬようご協力をお願いします。
- 各会場設置パソコンの OS は Window です。

7. キャンパス内での Wi-Fi ご利用について

- 本大学は、国際学術無線 LAN ローミング基盤（eduroam）に参加しています。参加校にご所属の方は、eduroam を通じて Wi-Fi をご利用いただけます。
- eduroam 参加校にご所属でない場合、5 月 17・18 日の 2 日間利用可能な eduroam ビジター用アカウントをご用意いたします。ご入用な方は当日受付時にお申し出ください。ID、パスワード等の設定資料をお渡しします。

8. 共通論題の情報保障について

- 共通論題では情報保障のため字幕映示を提供します。

9. 名札と大会参加証明書について

- 受付時にお渡しする名札ケースは大会終了時までに受付設置の箱にご返却ください。
- 名札は大会参加証明書を兼ねます。大会参加証明書がご入用な方は名札ケースご返却の際に中身の名札だけを忘れずお持ち帰りください。
- お弁当をお受取りになる際、あるいは懇親会会場にお入りになる際、受付担当に見えやすいよう名札をご提示ください。

大会期間中の託児補助金制度について

社会政策学会事務局

大会に参加するため、託児サービスを利用した会員に対して、大会期間中を対象に、費用の一部を補助します。

この制度の利用は前記の大会申込フォームにて申請してください。

※ 託児補助制度のご案内は、社会政策学会ホームページからご確認できます。

社会政策学会ホームページ>重要なお知らせ>「次回大会」下部「託児補助金制度について」

大会報告のフルペーパーの閲覧方法について

会員および大会参加者は、以下の方法でフルペーパーを閲覧・ダウンロードできます。

1. ファイルを閲覧できるサイト

社会政策学会ホームページ上に開設します。<https://jasps.org>

2. 閲覧可能期間

2025 年 5 月 9 日(金)～5 月 30 日(金)

* 閲覧開始時に、会員宛で一斉メールで改めてお知らせいたします。

3. IDとパスワードについては、冊子版のプログラムに記載しています。

* ID とパスワードは、第三者に教えることのないようお願いします。

* Android OS の標準ブラウザや Chrome では認証できない場合もあります。

4. ファイルの形式

原則として PDF です。MS－WORD、MS－EXCEL の場合もあります。

5. お問い合わせ

広報委員長 水野有香（愛知大学） ymizuno@vega.aichi-u.ac.jp

共通論題のオンライン参加方法について

共通論題は、オンライン配信されます。

オンラインへの参加方法は、4月以降、社会政策学会の HP にてお知らせいたしますので、そちらをご覧ください。

第 150 回(2025 年度春季)大会プログラムの概要

第 1 日 2025 年 5 月 17 日(土)		
9:30～11:30	テーマ別分科会	①[アジア部会]アジアの高齢社会における高齢者の所得保障 1-230 教室
	自由論題	【A】ジェンダー 1-220 教室
		【B】地方の仕事・暮らし 1-240 教室
11:30～13:00	昼休み	
13:00～17:00	共通論題	男女賃金格差を改めて検証する 6-110 教室
	座長:清山 玲(茨城大学)	
	報告1 どうしたら男女賃金格差は縮まるのか	
	田中 洋子(筑波大学・名誉教授、ベルリン自由大学	
	フリードリヒ・マイネッケ研究所・法政大学大原社会問題	
	研究所客員研究員)	
	報告2 残業時間の賃金プレミアム	
	—男女格差と経年変化の分析—	
	児玉 直美(明治学院大学・非会員)	
	報告3 非正規雇用の賃金制度はこの 10 年でどう変わったか	
	—小売業の聞き取り調査から賃金格差を考える—	
	小野 晶子(労働政策研究・研修機構)	
	コメンテーター:遠藤 公嗣(明治大学・名誉教授)	
	ディスカッション・総括	
17:05～18:05	総会	6-110 教室
18:30～20:15	懇親会	国際交流会館

第 2 日 2025 年 5 月 18 日(日)			
9:30～11:30	テーマ別分科会	②〔一般〕福祉サービスの質評価と事業プログラム評価	1-230 教室
		③〔雇用・社会保障の連携部会〕社会政策における自己決定の諸問題	1-240 教室
	自由論題	【C】育児と葛藤	1-210 教室
		【D】生活困窮	1-220 教室
11:30～12:45	昼休み 教育セッション	社会政策研究とは何か？	1-120 教室
12:45～14:45	テーマ別分科会	④〔一般〕韓国の社会福祉サービスの現状と第三者評価	1-230 教室
		⑤〔一般〕子ども・子育て関連施策における考え方・制度・運用の変遷と、その今日的な意義	1-240 教室
	自由論題	【E】ケア	1-210 教室
		【F】障害者	1-220 教室
15:00～17:00	テーマ別分科会	⑥〔一般〕東京山谷における生活困窮者の来歴と支援の特質	1-230 教室
	自由論題	【G】介護保険・年金	1-210 教室
		【H】子ども	1-220 教室
		【I】職業キャリア	1-240 教室
		【J】政策の決定・影響	1-110 教室

第1日 5月17日(土) プログラム

9:30～11:30 テーマ別分科会・自由論題

テ ー マ 別 分 科 ①

1-230 教室

アジアの高齢社会における高齢者の所得保障

〔アジア部会〕

座長:朱 珉(千葉商科大学)

- ## 1. 中国における農村年金保険の政策目標と挑戦

趙 德余(中国·復旦大学)

- ## 2. 日韓における高齢者関連政策の比較分析

—労働政策と社会保障制度及び自助努力の促進が経済社会に与える影響

金 明中(ニッセイ基礎研究所・亜細亜大学)

予定討論者: 沈 潔(日本女子大学・名誉教授)

自由論題【A】 ジェンダー

1-220 教室

座長:堀川 祐里(新潟国際情報大学)

- ## 1. 日本のマスメディアにおける取材対象との関係性構築とジェンダー

佐藤 千矢子(埼玉大学大学院・院生)

- ## 2. 「からゆきさん」から見る日本の性暴力

賈 瑩瑩(千葉大学大学院・院生)

- ### 3. 女性支援における対象の包括性の課題: 交差性の視点からの「女性支援事業」の考察

高橋 麻美(お茶の水女子大学大学院・院生)

自由論題【B】 地方の仕事・暮らし

1-240 教室

座長:中澤 秀一(静岡県立大学)

1. 地方圏における元プロ選手の多様な暮らし方とその課題—「スポーツまちづくり」事例を中心に—

呉 ハヌン(大分大学大学院・院生)

- ## 2. 大都市圏から地方圏へ回帰する理由としての家業継承とその後

一岩手県出身の若者の生活史調査から

杉田 菜花(大阪市立大学大学院・院生)

11:30～13:00 昼休み

13:00～17:00 共通論題

男女賃金格差を改めて検証する

6-110 教室

座長:清山 玲(茨城大学)

報告1 どうしたら男女賃金格差は縮まるのか

田中 洋子(筑波大学・名誉教授、ベルリン自由大学フリードリヒ・マイネッケ

研究所

・法政大学大原社会問題研究所客員研究員)

報告2 残業時間の賃金プレミアム ―男女格差と経年変化の分析―

児玉 直美(明治学院大学・非会員)

報告3 非正規雇用の賃金制度はこの10年でどう変わったか

―小売業の聞き取り調査から賃金格差を考える―

小野 晶子(労働政策研究・研修機構)

コメンテーター:遠藤 公嗣(明治大学・名誉教授)

ディスカッション・総括

17:05～18:05 総会

6-110 教室

18:30-20:15 懇親会

国際交流会館

第2日 5月18日(日) プログラム

9:30~11:30 テーマ別分科会・自由論題

テーマ別分科会 ②

1-230 教室

福祉サービスの質評価と事業プログラム評価

〔一般〕

コーディネーター: 埋橋 孝文(同志社大学・名誉教授、大阪公立大学客員教授)

座長: 遠藤 希和子(金城学院大学)

1. 福祉サービスの質と評価システム

埋橋 孝文(同志社大学・名誉教授、大阪公立大学客員教授)

2. 福祉サービスの質の向上において第三者評価事業がなぜ役割を果たせないのか

田中 聡子(県立広島大学)

3. プログラム評価からみる親に頼れない若者の独り立ちサポート事業

小田川 華子(公益社団法人ユニバーサル志縁センター)

予定討論者: 田中 弘美(大阪公立大学)

テーマ別分科会 ③

1-240 教室

社会政策における自己決定の諸問題
の連携部会]

〔雇用・社会保障

コーディネーター: 高田 一夫(一橋大学・名誉教授)

座長: 佐々木 貴雄(日本社会事業大学)

1. 自己決定の支援をめぐるミクロレベルの実践モデル構想—ある福祉 NPO 団体の実践から

鈴木 美貴(立正大学)

2. 介護保険における自由についての考察

藤島 法仁(福山平成大学)

3. 貧困と自己決定

志賀 信夫(大分大学)

自由論題【C】 育児と葛藤

1-210 教室

座長: 鈴木 恭子(労働政策研究・研修機構)

1. 育児を通じた父親のアイデンティティをめぐる葛藤と政策的示唆に関する考察

松村 智史(名古屋市立大学大学院)

2. 女性の晩産化とワークライフコンフリクト

内藤 朋枝(成蹊大学)

3. 子どもの有無によるコンフリクトを緩和する諸要因の検討—生命保険会社を対象とした調査を元に—

篠原 明穂(全国生命保険労働組合連合会)

自由論題【D】 生活困窮

1-220 教室

座長:松原 仁美(静岡大学)

1. 生活困窮者支援制度の利用・認知に結びつく要因
長松 奈美江(関西学院大学)
2. 不安定居住予防の類型論に関するレビュー:論点整理と日本における今後の研究課題
河西 奈緒(国立社会保障・人口問題研究所)

11:30~12:45 昼休み

教育セッション

<教育セッション> 社会政策研究とは何か?

1-120 教室

座長:瀬野 陸見(阪南大学)

1. 学問としての「社会政策」と私の研究
久本 憲夫(京都橘大学)
2. 社会政策研究のジェンダー化
大沢 真理(東京大学)

12:45~14:45 テーマ別分科会・自由論題

テーマ別分科会 ④

1-230 教室

韓 国 の 社 会 福 祉 サ ー ビ ス の 現 状 と 第 三 者 評 価 〔一般〕

コーディネーター: 埋橋 孝文(同志社大学・名誉教授、大阪公立大学客員教授)

座長:金 圓景(明治学院大学)

1. 日本と韓国における介護保険制度の政策評価—プログラムセオリー評価を中心に—
崔 銀珠(福山平成大学)
2. 韓国の福祉サービスにおける評価体制:利用施設を中心に
李 宣英(国立江陵原州大学 社会福祉学科)
3. 韓国の高齢者長期療養評価制度が介護サービスの質に与える影響
任 貞美(慶尚国立大学)

予定討論者:金 成垣(東京大学)

テーマ別分科会 ⑤

1-240 教室

子ども・子育て関連施策における考え方・制度・運用の変遷と、その今日的な意義〔一般〕

コーディネーター:黒田 有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

1. 少子化対策の政策展開:近年の児童福祉の関係に注目して
畑本 裕介(同志社大学)
2. 保育所に係る設備及び運営基準の変遷とその意義
黒田 有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)
3. 子ども・子育てに関わる補助負担金の推移と自治体の行動変化
泉田 信行(国立社会保障・人口問題研究所)

予定討論者:竹沢 純子(国立社会保障・人口問題研究所)

自由論題【E】 ケア

1-210 教室

座長:鈴木 紀子(日本女子大学)

1. 中国におけるケアの再家族化に関する再検討:ダブルケアの視点に基づいて
権 明(横浜国立大学大学院・院生)
2. ケアをしない選択肢を開くための理論的根拠の整理
亀山 裕樹(北海道大学大学院・院生)
3. 介護労働者の不足問題と打開策 ―ケアニューデイル政策の導入を―
山中 鹿次(NPO 法人近畿地域活性ネットワーク)

自由論題【F】 障害者

1-220 教室

座長:田宮 遊子(神戸学院大学)

1. 障害者雇用促進法における「障害者」の理念と課題―ハローワーク実務に対する調査から―
寺田 岳 (一橋大学国際・公共政策大学院修了)
2. 精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準
およびその就労率への影響:生活水準(SoL)法と実態費用法に
基づく試算
山田 篤裕(慶應義塾大学)・百瀬 優(流通経済大学)

15:00～17:00 テーマ別分科会・自由論題

テーマ別分科会 ⑥

1-230 教室

東京山谷における生活困窮者の来歴と支援の特質

〔一般〕

コーディネーター:原田 玄機(高崎経済大学)

座長:猪飼 周平(一橋大学大学院)

1. 生活や就労の基盤喪失時の政策支援の困難性 ——山谷地区での聞き取り調査からの示唆

岡本 武史(一橋大学・院生)・原田玄機(高崎経済大学)

半田 諒志(一橋大学・院生)・孫宜燮(一橋大学・院生)

2. 山谷地域はいかに「福祉の街」となったのか

孫 宜燮(一橋大学・院生)

3. 山谷地域における就労支援:

ホームレス経験者を含む生活困窮者を対象とした「ケア付き就労支援」の実践

半田 諒志(一橋大学・院生)

予定討論者:後藤 広史(立教大学)

自由論題【G】 介護保険・年金

1-210 教室

座長:鈴木 美貴(立正大学)

1. 介護保険制度における保険料負担と介護費用の地域差に関する分析

—Jaccard 係数と階層的クラスタリングによる類型化の試み—

石田 真(大阪公立大学大学院・院生)

2. なぜハイブリッド型年金はアメリカで定着しなかったのか?:CB プランをめぐる紛争を中心に

吉田 健三(青山学院大学)

自由論題【H】 子ども

1-220 教室

座長:近間 由幸(鹿児島県立短期大学)

1. 子どもの放課後の過ごし方に関する実証研究:自治体統合データを用いたクラスター分析

松原 祥(東京都立大学大学院・院生)

2. 健康観察アプリデータを使用した不登校児童・生徒の分析

加藤 穂高(福島大学)

3. 子どもの家庭における意見尊重:子ども回答による大規模アンケート調査からの分析

新田 凌大(東京都立大学大学院・院生)・青木 健資(東京都立大学・院

生・非会員)

荻原 環(東京都立大学・院生・非会員)・松原 祥(東京都立大学・院生)

近藤 天之(東京都立大学・院生)・阿部 彩(東京都立大学)

自由論題【I】 職業キャリア

1-240 教室

座長:郭 芳(同志社大学)

1. タスクの構造と価値の変動 ―昇進に寄与するタスクに着目して―

瀬戸 健太郎(立教大学)・那須 蘭太郎(東京大学・院生)

2. “日本的民主観”による「徒弟制度」への偏見の問題―職業教育訓練低迷の一要因としての―

田中 萬年(職業能力開発総合大学校・名誉教授)

自由論題【J】 政策の決定・影響

1-110 教室

座長:中村 天江(連合総合生活開発研究所)

1. EBPM に向けた基本的課題―評価先行、統計偏重・定性調査の軽視、調査員を巡って―

西村 幸満(国立社会保障・人口問題研究所)

2. 最低賃金の決定プロセス ―地方連合会 13 組織の事例分析

前浦 穂高(労働政策研究・研修機構)・西村純(中央大学)

3. ポストコロナの感染症意識:社会的要因を探る

高橋 義明(明海大学)

共通論題 報告要旨

男女賃金格差を改めて検証する

座長 清山 玲(茨城大学)

報告者 田中 洋子(筑波大学・名誉教授、ベルリン自由大
学フリードリヒ

・マイネッケ研究所・法政大学大原社

会問題研究所

客員研究員)

児玉 直美(明治学院大学・非会員)

小野 晶子(労働政策研究・研修機構)

コメンテーター 遠藤 公嗣(明治大学・名誉教授)

<趣旨>春季大会企画委員会

現在、男女賃金格差をめぐる議論が盛んにおこなわれている。これは、男女賃金格差が、社会における公正さの実現という点において看過できない問題であるという認識が広まったこととの証左ともいえる。それとともに、社会や経済の効率性や生産性の向上にも寄与するといった議論が、企業における男女格差是正にむけた動きを後押ししている面もある。

労働市場において直接的に男女間に賃金格差を生じさせている要因は、以下の3点である。①雇用形態間格差、②正社員内部の格差(評価バイアス、昇進・昇格格差など、人事管理制度や慣行に由来するもの)、③性別職域(職業)分離である。さらに男性稼ぎ主の存在を前提とした雇用・労働の制度と税制や社会保障にかかわる制度が、格差の解消を困難にしている。

少子高齢化社会における人口減少による人手不足は、コロナ禍以降深まっている。欠員率は上昇し、それに伴い、新卒者の初任給も上昇している。企業の採用計画に占める中途採用比率も上昇しており、「新卒採用中心の雇用慣行の見直し」が進んでいるとも言われている。また、AIを含むテクノロジー技術の急激な進展が、今後の労働や組織の編成を大きく変えることも予想されている。このような社会の転換点にある今、日本の労働のあり方が、そのような社会の変化に対応できるものとなっているのだろうか。企業に強く拘束される正社員の働き方と、雇用が不安定で低賃金の非正社員の働き方に二極化した状況は、労働者の公正な処遇とはほど遠い。働く人々の生活不安を雇用のあり方が増幅させている面もある。

日本の労働市場の男女格差は長年大きな論点とされてきた。しかしそれにもかかわらず、ほとんどその状況は変化してはこなかった。これはこの問題の根深さを示している。2025 年は、

第4回世界女性会議における「北京宣言」から30年の節目にある。本共通論題は、雇用労働のあり方が、多様な労働者にとって公正で適正な働き方を提供できるものになっていけるのかを、男女賃金格差の是正といった観点から検討する。

報告1 どうしたら男女賃金格差は縮まるのか

田中 洋子(筑波大学・名誉教授、ベルリン自由大学フリードリヒ・

マイネッケ研究所・法政大学大原社会問題研究所客員研究員)

日本のジェンダーギャップ指数は 2023 年に 146 カ国中 125 位で、2006 年の公表開始以来最低となった。男女の所得格差の改善は進まず、同一労働の賃金格差も 75 位から 83 位へと後退している(2023-24 年)。なぜ日本ではここまで男女格差の改善が進まないのだろうか。

この問題を考えるため、この報告では二つの方法からアプローチする。第一に、これまで社会政策学会の中で、男女賃金格差が継続する要因をめぐっていかなる議論が展開されてきたのかを歴史的に振り返り、その中で指摘された要因が現在までどのようにつながっているか、あるいはないのかを考察していく方法である。

たとえば、労働市場の理論を背景とした竹中恵美子氏による 1970-80 年代の女性低賃金・性差別賃金論である。労働過程の変化や労働市場の階層性に注目し、女性労働者が「流動的で不熟練の下層市場に集積」するという指摘は、今からみてどう評価できるのだろうか。また、森ます美氏による 1990-2000 年代の性差別賃金についての実証研究である。正規男性・女性労働者間の賃金格差に踏み込み、「賃金制度は性中立的」とする厚生労働省の見解に対抗して強調した「ジェンダー・バイアスに満ちた人事考課を内包する性別雇用管理」は、その後変化したのか。

その後も、男女間の「職務格差」、女性非正規雇用の拡大、「男性稼ぎ主家族」意識の根強さなどさまざまな議論が出る中、ここでは「時間分配のジェンダー平等」をめぐり議論に焦点をあてる。これは、女性の仕事上・賃金上の不利な状況が、育児などのケア時間による男女間の「時間分配の不平等」によってもたらされていると捉える。その上で、法的ないし企業内の「時間」を鍵概念とする政策によって、これが克服される方向性を展望する。これについて、日本とドイツを比較する第二の方法により、仕事時間の中にケア時間を組み込む制度の展開が男女賃金格差の改善をもたらす可能性があることを論じていく。

報告2 残業時間の賃金プレミアム ―男女格差と経年変化の分析―

児玉 直美(明治学院大学・非会員)

近年、男女間賃金格差は縮小したが、それでも格差はなお残る。本稿では、日本の 1998～2022 年のデータを用いて、長時間残業の労働者がどの程度高く評価されているか、経年的にその程度は変化しているかを検証する。

その結果、本人の残業時間が長いと時間当たり賃金が高いことが分かった。この理由として、①残業時間が長い仕事は引継コストが高いため長時間労働の価値が高い、②観察されていない変数(例えば、仕事に対する意欲)が残業時間と正に相関している、③上司や顧客は仕

事のできる人に仕事を頼むため時間当たり賃金が高い人に仕事が集中し長時間残業になることが考えられる。

職場（職種・事業所）固定効果でコントロールした場合、月当たり残業時間が 16 時間（≒1SD）長いと時間当たり賃金が 1998 年には 5.9%、2022 年には 7.5%高く、コントロールしない場合は 1998 年には 5.3%高く、2022 年には 5.6%高い。これは、社会全体としては残業時間の賃金プレミアムはあまり変わっていないが、同じ職場内での残業時間の賃金プレミアムは上がったことを意味する。働き方改革などで平均的な残業時間は減少したため、長時間残業をする労働者に補償賃金として支払う賃金プレミアムが上がった可能性が指摘できる。

また、賃金リターンの女性プレミアムは正である。全サンプルを使った分析では、本人の残業時間に対する賃金リターンの男女差は経年的に縮小している。しかし、正規／非正規労働者のサブサンプルによる推定係数は経年的には変化していないという結果と合わせて考えると、残業時間に対する賃金リターンの女性プレミアムの下落は非正規労働者の比率が上昇したことで説明できる。

男女賃金格差については、職場内でも、社会全体でも男女賃金格差は縮小した。また、職場固定効果でコントロールした／しない結果は、男女で職場は分離されており、賃金の高い職場に男性が多く、賃金の低い職場に女性が多いことを示唆する。

報告3 非正規雇用の賃金制度はこの 10 年でどう変わったか

—小売業の聞き取り調査から賃金格差を考える

小野 晶子（労働政策研究・研修機構）

本報告では、小売業の聞き取り調査から、この10年での非正規雇用の賃金制度の変化を捉え、賃金格差にどのような影響を与えたのかを考察する。

この10年、正規／非正規雇用の賃金格差は縮まってきている。特にこの数年は、人手不足による労働需要の拡大と物価高、「賃上げ」が喫緊の政策課題となっており、最低賃金の大幅引上げなど、特に賃金が低い労働者層において賃金の底上げが進んでいる。また、この10年で非正規雇用に対する政策が大きく進展したことも、賃金格差の縮小に寄与していると考えられる。

この 10 年で施行された代表的な法政策を挙げると、有期契約から無期契約への転換が可能となった改正労働契約法（2013 年施行、2018 年本格施行）と、改正派遣法の「雇用安定措置」（2015年施行、2018年本格施行）がある。また、「同一労働同一賃金」（2020 年施行）がある。いずれも非正規雇用の保護を目的とし、雇い止めの不安を解消し、不合理な労働条件から労働者を守るための法政策である。

本報告では、小売業の労働組合への聞き取り調査から、非正規雇用の賃金制度の変遷と非正規雇用政策への取組みが法政策と共にどのように変化してきているのかを明らかにし、正規・非正規の雇用形態間の処遇のギャップが解消に向かっているのかどうかをみる。聞き取

り調査では、以下のポイントを踏まえた。①正規／非正規雇用の処遇改善の取組み、②正社員と非正規雇用の賃金制度の連続性、③非正規雇用の有期契約から無期契約への転換、正社員への登用の過程、④非正規雇用の職域とキャリア形成、である。

正規／非正規雇用の問題が一定程度落ち着きを見せていてもなお、格差がなくなったわけではない。また、男女間賃金格差は依然として解消されていないという根深い課題が残されている。女性が非正規雇用に固定され、正規／非正規の職域分離が進めば、賃金格差を縮めようがない。固定化を回避する道筋、処遇改善を交渉する道筋はどこにあるのか。人手不足の労働市場の中で今できること、残された課題について議論したい。

テーマ別分科会 報告要旨

テーマ別分科会①【アジア部会】

アジアの高齢社会における高齢者の所得保障

座長: 朱 珉(千葉商科大学)

〈分科会設立の趣旨〉

世界の高齢化が進展するなか、アジアは今後、グローバルエイジングの先端を走る地域となることが予測される。世界一の高齢国である日本に続き、韓国や中国においても、高齢化は日本を上回る速さで進行している。高齢化率の倍化年数を比較すると、韓国は 18 年、中国は 22 年と、日本の 24 年よりさらに短い期間であることが明らかである。さらに、韓国は 2040 年代前半に日本の高齢化率を追い抜く見通しであり、中国は 2034 年には超高齢社会に突入すると予想されている。このような状況において、高齢者の生活保障は、重要かつ喫緊の政策課題となっている。

趙 徳余(中国・復旦大学)

中国における農村年金保険の政策目標と挑戦

農村年金保険政策の目標の正当性については、以下の 2 つの問題が挙げられる。第一に、現在の保険料基準のもとで確立された、農民の低い保険料支払いを背景として、農民のために設定された年金基準または目標が合理的かどうかという点である。第二に、現行の農村年金保険政策において、年平均約 20%の増加、あるいは毎年農民の基本年金基準を 20 元引き上げるといった目標が合理的かどうかという点である。この 2 つの問題は高度に関連しているが、若干の違いも存在する。

農村年金保険政策の設計における核心的な条項は、以下の 4 点に要約される。すなわち、加入および保険料水準の自由選択、保険料の基準、政府補助の基準、そして年金給付の基準である。理論的には、農村年金保険基金、または「新農保基金」は、個人の保険料、集団の補助、政府の補助の 3 つの部分で構成されるとされている。しかし、現実には、多くの農村集団経済組織は形骸化し、農民の年金保険料を補助することができない。したがって、農村年金保険基金の主な資金源は、個人の保険料と政府の補助に依存している。

この結果、非常に明確な「悪循環の低水準均衡」が生じている。それはすなわち、「選択した保険料ランクが最低、保険料基準が最低、政府補助基準が最低、年金給付基準が最低」という状況である。この点は、国家統計局が発表したデータによって推測でき、裏付けられている。すなわち、全国の約 1.5 億人の農民の実際の年間保険料基準の平均は 300 元未満、すなわち保険料支払い額は月 30 元にも満たない。一方、実際に「都市・農村住民年金保険」の給付を受けている農民の受給額の月平均は 162 元にとどまっている。

優れた農村年金保険政策の設計、あるいは都市・農村住民年金保険の最適化において、政策の焦点は単に「農村振興と社会保障の関係」に限定されるべきではない。むしろ、金融証券政策や政府の財政補助政策の機能をより広範に考慮し、農民の年金給付水準の持続的な向上を促進することが重要である。

当然のことながら、農村振興が社会保障の強化に貢献し、社会保障が農村振興にどのように寄与するかという点については、相互補完的なロジックが存在し、特別な注意を払う必要がある。例えば、農村振興により、村レベルの集団経済組織の収入や農民の収入が増加すれば、農民がより高い水準の年金保険に加入する条件が整う可能性がある。村の集団経済の収入を活用して農民の保険料負担を補助し、農民の収入増加分の一部を優先的により高いランクの年金保険料に充てることを奨励することができる。

一方で、農民の社会年金保険加入水準が向上し、年金給付が増加することで、農民の消費と投資行動の活性化が期待される。これにより、農村産業の発展や農村振興が促進されるという相乗効果が生まれる。

金 明中(ニッセイ基礎研究所・亜細亜大学)

日韓における高齢者関連政策の比較分析

―労働政策と社会保障制度及び自助努力の促進が経済社会に与える影響

日韓両国は、高齢期の所得確保に向けて様々な施策を講じているが、年金制度の成熟度や企業における高齢者の就業支援政策において大きな差がある。日本企業の定年延長及び継続雇用制度の特徴は、時間をかけて段階的に推進し、労働者と企業が双方にメリットのある制度を実施しようとした点にある。また、一律的な定年制度の導入だけでなく、60歳、63歳、65歳など段階的に定年を延長する段階的定年制や、労働者が退職時期を選択する選択的定年制など、企業の実情に合わせた多様な定年延長を実施する企業も増えている。一方、韓国では60歳定年が法律で義務化されているにも関わらず49歳から50歳に退職するケースが多い。したがって、高齢者の自助努力を促進するためにはより長く安心して働ける環境を構築する必要がある。また、高齢者と関連した年金、医療保険、介護保険制度も類似性が多いものの、相違点も少なくない。今まで日韓における少子高齢化、高齢者関連政策、貧困・格差の現状等について紹介した論文は多少存在するものの、日韓両国の共通点と相違点を明確に分析した論文は見当たらない。そこで、本稿では日韓両国における高齢者関連政策、すなわち、少子高齢化に伴う労働政策と社会保障制度及び自助努力の現状について比較分析を行い、共通点と相違点を明らかにすると同時に、経済社会に与える影響を分析することで、両国にとって有益な示唆を提示することを目的とする。

予定討論者: 沈 潔(日本女子大学・名誉教授)

テーマ別分科会②〔一般〕

福祉サービスの質評価と事業プログラム評価

コーディネーター: 埋橋 孝文(同志社大学・名誉教授)

座長: 遠藤 希和子(金城学院大学)

〈分科会設立の趣旨〉

1990年代以降の福祉の分野における新自由主義的改革の実施によって民間営利企業やNPOの福祉サービス供給に占める割合が高まった。それと並行して「準市場」という形での一種の公的規制が形成されるようになった。準市場的規制は多岐に及ぶが、福祉サービスに対する監督・評価事業の強化策もその一つである。

現在多くの先進諸国で社会支出のうちの現物給付の割合が増えているが、その多くはサービス給付である。現金給付の場合は「お金はお金」であり、質が問題となることはないが、サービスの場合は、一般的に、質が高いあるいは低いが決定的に重要となる。質が高ければ結果的にサービスの受け手の満足度が上がるであろうし、低ければ極端な形では基本的人権の蹂躪や不適切な処遇(mal treatment)、虐待につながる。

本分科会の第1報告は、福祉サービスの評価制度の国際比較を試み、「サービスの質」の指標のあり方について検討する。第2報告は、受診率が低い日本の第三者評価のいくつかの問題点を明らかにしつつ、改善の糸口を探る。第3報告は、サービスそのものの評価ではなくて、やや視点をかえて、福祉サービスを提供する民間事業に対するプログラム評価を取り上げる。

埋橋 孝文(同志社大学・名誉教授)

福祉サービスの質と評価システム

本報告は、第1に、いくつかの国におけるサービス評価システムを国際比較し、日本のサービスシステムの大まかな特徴を描き出す。サービスの「質」の国際比較は、量的比較と異なって難しい。ここで検討しようとするのは質そのものの国際比較ではなく、質を評価、監督する制度の組織や役割、機能をめぐる国際比較であり、少ない先行研究に依拠しながら探索的な検討を加える。

第2に、サービスを評価する場合の基準となるサービスの質をめぐる議論をサーベイし、指標としてのアウトカム指標の重要性を確認し、ドナベディアン・モデルの構造－プロセス－アウトカムの関係について検討する。以上の研究動向を踏まえ、今後のサービスの質研究とサービス評価研究の現時点での課題と今後の方向性を示す。

田中 聡子(県立広島大学)

福祉サービスの質の向上において第三者評価事業がなぜ役割を果たせないのか

福祉サービス提供に対して順守すべき基準は行政監査によって定められている。第三者評価事業は行政監査基準以上のサービスの質を求めるものである。そのサービス提供過程および内容については専門家が評価する。第三者評価の目的は①利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることであり、

そのため、②福祉サービス事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付けることとされている。しかしながら、第三者評価事業において、社会福祉施設や事業所が増えているにもかかわらず、受審率が低調である。また、評価結果の公表は、利用者の選択に資するものになっていないと指摘されている。

そこで、第三者事業は当初の目的がなぜ達成されなかったのか、福祉サービスの質の向上に寄与するためには何を改善すればよいのか、全国社会福祉協議会、いくつかの都道府県庁や社会福祉協議会のヒアリング調査をもとに考察する。

小田川 華子(公益社団法人ユニバーサル志縁センター)

プログラム評価からみる親に頼れない若者の独り立ちサポート事業

困窮・孤立し親に頼ることもできない移行期の若者の独り立ち支援は日本においては未だ公的に整備されておらず、準市場も成立していない。公的な仕組みで対応できていないニーズに対して、民間団体が助成金等を活用して任意で取り組んでいるのが現状である。

報告者が運営する助成事業ではプログラム評価およびロジックモデルを用いて若者支援事業の形成、継続を後押ししている。支援実施団体はニーズ評価、セオリー評価をふまえて事業計画を策定する。実行段階ではプロセス評価を行い、完了時にも評価を行う。報告者は中間支援の立場でこのすべての過程に伴走している。

本報告では、なかでも居住ならびに寄り添い型の支援を行う団体の事業を研究対象とする。研究方法は参与観察、報告書(インタビュー記事含む)の再分析である。帰納的な研究方法により、若者支援において欠くことができない活動および支援手法を明らかにする。また、支援対象者がもつ多様なニーズに対応する必要から他機関との連携が不可欠であることを踏まえ、公的な仕組み化に向けては、地域における若者支援のシステム評価の観点も求められることについて考察する。

予定討論者: 田中 弘美(大阪公立大学)

テーマ別分科会 ③〔雇用と社会保障の連携部会〕

社会政策における自己決定の諸問題

コーディネーター: 高田 一夫(一橋大学・名誉教授)

座長:佐々木 貴雄(日本社会事業大学)

〈分科会設立の趣旨〉

本分科会は、社会政策における自己決定の諸問題を議論する。社会政策において自己決定の原則が取り入れられたのは、比較的最近、20 世紀の終わり頃からのことである。これは同時に、社会政策の新たな段階(非能力主義的平等主義を原則とする個的社会政策)を示すものでもあった。本部会では、この意義に着目して、このテーマを追求してきた。今回は、3 つの報告を用意した。第 1 報告(鈴木)は、自己決定の遂行プロセスの研究である。調査対象者は、状況に追い詰められて自分の不利になる自己決定をしていた。この人を引き受けた NPO の人たちは、本人の自己決定を尊重しつつ、不利な自己決定を着実に変化させるのに成功した。第 2 報告(藤島)は、自己決定が盛り込まれた制度の分析である。介護保険—自己決定を取り入れた、わが国における数少ない社会政策実例である—にどのように自己決定が取り入れられたかを分析する。第 3 報告(志賀)は、イギリスの伝統的な社会政策理論に、自己決定の視点が欠如していたことを示す理論的・歴史的研究である。(尚、藤島氏は非会員だが、これまで我々と共同研究をしてきており、かつ現在入会申請中であって、報告時には会員資格を有すると期待される。)

鈴木 美貴(立正大学)

自己決定の支援をめぐるマイクロレベルの実践モデル構想 —ある福祉 NPO 団体の実践から

自己決定の議論においては、障害や高齢などに伴い自己決定に困難を抱える人に対して、パターンナリズムに陥らないよう専門職が支援していく必要性・支援のあり方が議論されてきた。その一方で、近年社会問題とされている虐待や孤立などの当事者は、自己決定をしていない訳ではない。むしろ、不本意な自己決定に追い込まれた結果、自分を追い詰める結果を招いてしまうことが多いのではないだろうか。人生の最も困難な時にどのように適切な自己決定すれば良いか分からない人が少なくないとするれば、適切な自己決定を実現するには、一人では難しく、助言者の役割が大きいことが理解できよう。それではこのような自己決定をめぐる支援はいかにして可能になるのか。この問いに向き合うために、ある地域で多様な主体による地域課題の解決を主導している、ある福祉 NPO 団体に着目する。そのうえで当該団体が実践するマイクロの支援過程に焦点をあて、対象者の内面の変化に着目しながら自己決定をめぐる支援の可能性を探り、マイクロレベルの実践モデルを提示したい。

藤島 法仁(福山平成大学)

介護保険における自由についての考察

介護保険は要介護者側がサービス内容を選択できるなど個人の自由という要素を福祉サービスにはじめて導入した。介護保険における個人の自由は単にサービス内容を選ぶことができるというだけでなく、能力的に困難であっても専門家が自立、自己決定できるように支援する。このことはその人の人権を最大限尊重しようとすることであり、介護保険は非能力主義的平等主義とされる。なぜ介護保険に個人の自由という要素が加わったのか。どのような社会規範がどのように生成されたのかを整理する。そのうえで個人の自由が制約されつつある介護保険の現状をふまえ、それを打開する方策について、社会規範の生成プロセスを公共性の生成プロセスに関する研究と関連づけて検討する。

志賀 信夫(大分大学)

貧困と自己決定

「自己決定」は、「自由」を重視する貧困理論、つまり、社会的排除論にこそ論理整合的に位置づけることができる。実際に、生活困窮者支援の現場では、社会的排除対策と「自己決定」の尊重は相互に分離できないものとなっている。なお、「自由」の現象形態の 1 つが「自己

決定」である。当然だが、本報告とは別の主張もある。例えば、「所得」を重視する貧困理論（相対的貧困理論）は、「自由」から理解する貧困理論（社会的排除論）に批判的である。そうした主張は、「無力なままでの統合」をその旨とする社会的排除論（包摂論）に対して批判を差し向けており、確かに一定の合理性がある。しかし、「所得」の観点に偏重することで貧困理論への「自由」概念導入の意義が看過されるという事態については注意を払っておく必要がある。本報告は、「自由」および「自己決定」を重視する貧困理論の重要性を主張するとともに、その理由を明確にし、「社会的排除論」を一時的な流行に終わらせず、再評価するための論証を試みる。

テーマ別分科会 ④〔一般〕

韓国の社会福祉サービスの現状と第三者評価

コーディネーター: 埋橋 孝文(同志社大学・名誉教授)

座長: 金 圓景(明治学院大学)

〈分科会設立の趣旨〉

韓国では、2008年7月に介護保険制度が施行された。当初はサービス供給量の不足が懸念されたが、民間営利事業や個人事業者の参入を得てその不足を補った。保険者が国民健康保険公団であることなど日本との違いがみられるが、本分科会第一報告はプログラム評価理論に則って両国の介護保険制度の総合的な比較を試みる。

介護保険制度などは福祉サービスの場面に「準市場」を導入するものであるが、サービスの監督や評価などの制度も準市場的規制の一つであり、それは介護保険にとどまらずその他の高齢者、障害者、児童福祉サービスに関しても制度化されている。

第二報告は、福祉サービスの評価作業に携わった研究者が評価制度の実態と問題点を明らかにする。第三報告は、こうした評価制度が福祉サービスの質におよぼす影響について分析する。

崔 銀珠(福山平成大学)

日本と韓国における介護保険制度の政策評価—プログラムセオリー評価を中心に—

日本においては2000年に、韓国においては2008年にそれぞれ介護保険制度が導入された(韓国においては、老人長期療養保険制度)。

韓国の介護保険制度においては、保険者が国民健康保険公団であること、ケアマネジャー制度がないこと、供給主体としての個人事業主が多いことなどが日本との違いである。また、特徴的な相違点としては、韓国の老人長期療養保険法第1条において、制度の目的として「家族の負担の軽減」が明確に定められていることである。

本報告では、介護保険制度の実施に伴うサービスの供給体制の市場化で、注目が集められている「政策評価(=プログラム評価)」に着目する。

また、日本と韓国の介護保険制度を一つのプログラムとして考え、プログラムセオリー評価を分析枠組みにし、日韓両国における介護保険制度導入からの成果と課題に注目し、インプット、活動、アウトプット、アウトカムについてそれぞれ評価・分析を試みる。

李 宣英(国立江陵原州大学 社会福祉学科)

韓国の福祉サービスにおける評価体制・利用施設を中心に

韓国における社会福祉施設評価制度は、1999年から社会福祉事業法第43条および同法施行規則第27条に基づいて3年に1回実施している。社会福祉事業法上のすべての社会福祉施設が評価対象であり、20年以上実施されてきているにもかかわらず、依然として評価の適切性および実効性に対する批判が少なくない。

そこで本研究では、韓国の社会福祉施設評価制度の問題点を評価指標、評価過程、評価活用の3つの側面から検討し、今後の改善策について提案したい。

評価指標の側面ではドナベディアンが提示した構造-過程-結果モデルを引用して指標の適切性を検討し、また評価過程の側面では評価主体および評価方法について、そして評価活用の側面では結果に対するインセンティブおよび改善のためのコンサルティング体制について論じたい。

任 貞美(慶尚国立大学)

韓国の高齢者長期療養評価制度が介護サービスの質に与える影響

韓国は保険者である国民健康保険公団で 3 年ごとに長期療養施設評価を実施する。これは長期療養施設のサービス質の向上を誘導するだけでなく、利用者の知る権利を保障し選択権を拡大させ、窮極的に利用者の生活の質を向上させることを目的とする。

本研究の目的は、韓国の老人療養施設における老人長期療養評価がサービスの質に及ぼす影響を分析することである。現場では長期療養評価結果が実際のサービスの質を反映しているのかについて疑問を提起してきたが、これに対する検証は足りなかった。そこでサービスの構造・プロセスと結果のそれぞれと評価結果との関連を検討する。

資料収集は全国にある老人長期療養施設を比例層化収集し、職員 1000 人を対象にした。分析方法は回帰分析を実施した。本研究結果は今後の韓国の老人長期療養評価制度の政策的方向性について示唆する。

テーマ別分科会 ⑤〔一般〕

子ども・子育て関連施策における考え方・制度・運用の変遷と、その今日的な意義

コーディネーター・座長:黒田 有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

〈分科会設立の趣旨〉

本分科会は、子ども・子育て関連の施策に関して、これまでの政策形成の過程で論じられてきた事項、それらを踏まえて具体化された制度の仕組み、その制度の運用の実態を分析することにより、政策形成のあり方や制度の運用のあり方について検討するものである。

子ども・子育て関連の施策は多岐にわたるが、上記の本分科会の目的に鑑み、とりわけ少子高齢化が政策の具体的な俎上に上った 1990 年代以降、主要な施策に位置づけられてきたと考えられる児童の保育に関する施策についての論点を取り上げる。各報告では、①子ども・子育て関連施策の変遷の背景として少子化対策がどのように論じられてきたか、②保育所等の設置基準の変遷とその意義の検討、及び③子ども・子育てに係る補助金・負担金の量的分析を行う。これらの検討・分析を通じて、子ども・子育て関連施策について、今日の立ち位置が明らかとなり、今後の子ども・子育て関連制度の政策形成や運用のあり方に係る課題についても示唆を得ることができる。

畑本 裕介(同志社大学)

少子化対策の政策展開:近年の児童福祉の関係に注目して

1.57 ショック以降、エンゼルプランから始まる少子化対策について政策の流れを要約した後、近年の少子化対策と児童福祉との関連性を、政策文書を読み解くことによって検討するのが本報告の目的である。具体的には、こども未来戦略会議、こども政策の推進に係る有識者会議やこども家庭審議会・子ども・子育て支援等分科会での議論を追うことで確認していく。本分科会は、近年の制度形成の特質は、最初に明確な目的が確定せず、制度が実施・運営され再検討されるなかで次第にそのあり方が変容し、最終的な姿が出来上がっていくのではなかろうかという問題意識から始まっている。今回は少子化対策を取り上げる。第二報告、第三報告で設置基準や運営費についての具体的な議論を行なうための、前提の解説を担うのも本報告の目的である。

黒田 有志弥(国立社会保障・人口問題研究所)

保育所に係る設備及び運営基準の変遷とその意義

児童の保育の量や質を確保する観点からは、保育所の設備や適正な人員の配置は重要な課題である。これらの基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23・12・29 厚生省令第 63 号)」が定めており、1948 年の制定時より数度の改正を経

て現在に至っているが、同基準の改正に当たっては、その当時の保育のニーズや保育に関する考え方を反映している。また、同基準については、いわゆる第一次地方分権一括法の一部施行により、2011年に地方条例化されており、「従うべき基準」としてなお最低基準が示されている事項も多いものの、地方分権の流れも同基準のあり方に大きく影響している。そこで本報告では、同基準の内容の変遷を確認し、基準改正時の社会的状況や政策的課題を分析することにより、同基準から見て取れる児童の保育に係る理念の変容、保育政策における同基準の意義を明らかにする。

泉田 信行(国立社会保障・人口問題研究所)

子ども・子育てに関わる補助負担金の推移と自治体の行動変化

子ども・子育て関連施策は、少子化対策という形で政策課題として俎上に上がってから一定の期間が経過している。その間に2015年の子ども・子育て新制度の実施や2004年度における公立保育所運営費の一般財源化などの制度や予算上の措置の変化があった。これらは子ども・子育て当事者に直接に向き合う自治体の採用する政策に直接的に影響すると考えられる。それゆえ、予算措置・制度変更が自治体の行動にどのように影響を与えてきたかを実証的に確認することは今後の子ども・子育て制度のあり方を考える上で非常に重要である。本報告では、首都圏自治体の決算データ等を収集し、小学校入学前の児童に対する施策、幼稚園、保育園、こども園、その他の児童関連施策に焦点化した上でそれらを整理し、自治体の実際の子ども・子育て関連施策と補助負担金の交付状況、自治体の財政状況との関連について統計的な分析により明らかにする。報告当日に分析結果の詳細を報告する。

テーマ別分科会 ⑥〔一般〕

東京山谷における生活困窮者の来歴と支援の特質

コーディネーター：原田 玄機(高崎経済大学)

座長：猪飼 周平(一橋大学大学院)

〈分科会設立の趣旨〉

かつて「日雇労働者の街」であった山谷地域は、今日では「福祉の街」とも言われる。高齢化した日雇労働者のみならず、多様な生活上の困難を抱えた人々が山谷地域に存在している。それらに対応すべく、山谷地域では独自の制度・政策が形成されただけでなく、労働運動・貧困支援・宗教活動など様々な背景を持った支援団体の自発的な活動が展開されている。このように多様な生活上の困難を抱えた人々への支援の実践が進行している山谷地域は、今後の社会政策を構想する上で重要な意義を持つ地域であると考えられる。

そこで、第1報告では、山谷地域の生活困窮者を対象にした聞き取り調査から、彼らが山谷に流入してきた背景を解明する。第2報告では、山谷地域の形成・変容のなかで支援団体がこの地域に参入し得た背景を明らかにする。第3報告では、「ケア付き就労支援」の事例に焦点を当てて、山谷における支援の一端を示す。

岡本 武史(一橋大学・院生)・原田 玄機(高崎経済大学)・半田 諒志(一橋大学・院生)・孫 宜燮(一橋大学・院生)

生活や就労の基盤喪失時の政策支援の困難性——山谷地区での聞き取り調査からの示唆

本報告では、東京都山谷地域に住む生活困窮者を対象にした聞き取り調査の分析結果に基づき、山谷地区に至る経路や支援が必要となる背景として特に注目すべき特徴を提示する。調査は2021年8月に開始し、現在も継続中であるが、本報告では現時点までに実施できた半構造化インタビューの分析結果をもとに議論を行う。分析の結果、以下の3点が

顕著であった。①高卒までに両親との縁が切れた場合、ライフコースが著しく不安定化する傾向がある、②身体的作業への従事の困難さが主因で、50代前後で労働継続が困難になると就労の選択肢が乏しい、③この年代の住居不安定性は、実家への退避ができない場合、雇用喪失と直接的に連動している。これらの結果は、1)情緒的な基盤が失われている、2)事務的作業への就労が現実的でない、及び3)就労を前提にしないと住居の確保ができない、といった状況での現行の政策支援の限界と課題を示唆している可能性がある。

孫 宜燮(一橋大学・院生)

山谷地域はいかに「福祉の街」となったのか

山谷地域における「日雇労働者の街」から「福祉の街」への変化について、先行研究では主に寄せ場機能の衰退や日雇労働者の高齢化といった側面から説明されている。しかし、その変容の過程において、「誰が」「なぜ」路上生活者を含む生活困窮者の生活支援を担うようになったのか、また、そうした担い手同士の連帯がどのように行われてきたのかについては、学術的にはほとんど検討されていない。

そこで本報告では、山谷地域における生活困窮者支援がいかなる団体によって制度化され、また、身寄りのない生活困窮者に対して行われる相談支援、居住支援、保健医療や介護などの総合的な生活支援の供給体制がいかなる文脈で形成されてきたのかを検討する。その結果、山谷地域は運動団体や宗教関連団体、保健医療系の専門職によって連携体制が築かれ、個別の文脈の変容を経て、「福祉の街」になったことが明らかになった。

半田 諒志(一橋大学・院生)

山谷地域における就労支援:

ホームレス経験者を含む生活困窮者を対象とした「ケア付き就労支援」の実践

本報告では、山谷地域 NPO により提供される「ケア付き就労支援」の内実を検討し、山谷地域においてどのような支援が実践されているのかを検討する。

社会政策の中で就労とその支援は必ずしも新しいテーマであるわけではないが、福祉国家の改革の中で「福祉から就労へ」と呼ばれる政策傾向とともに、就労支援への期待が高まっている。従来、ワークフェアの議論では就労支援を実施することは福祉の縮減を意図しているとされてきたが、一方では、福祉給付を前提とした就労やケア付き就労、就労へ向けての多様な支援を行うことなど多面的な側面もあり、就労支援は個人の生活を支える意味でも重要な実践となりつつある。制度において就労を達成した人数が就労支援の成果として重視される傾向にあるが、そもそも就労が困難な人をいかに就労支援は就労につなぐことができているのだろうか。山谷地域の NPO により提供される「ケア付き就労支援」の支援実践を検討し、誰がどのような支えられ方の中で就労支援を受けているのか、その内容を明らかにする。

討論者:後藤 広史(立教大学)

自由論題 報告要旨

自由論題【A】 ジェンダー

座長:堀川 祐里(新潟国際情報大学)

佐藤 千矢子(埼玉大学大学院・院生)

日本のマスメディアにおける取材対象との関係性構築とジェンダー

本研究では、日本のマスメディア、とりわけ新聞社・通信社において、記者と取材対象との関係性構築のあり方がジェンダーとどのように関係し、マスメディアにおけるジェンダーギャップをどう生み出しているのかを検討した。全国紙 5 紙を含む9社の記者 30 人に聞き取り調査を実施し、特に権力取材を担う政治部、社会部の記者を中心に分析を行った。その結果、取材対象に長時間、密着して関係を築き、情報を取得する取材手法が広く取られていた。それにより第 1 に長時間労働につながり、とりわけ家庭で育児などのケアワークを担う女性記者を排除する構造を持ち、ケアすることへの罰が生まれる働き方となっている実態が明らかになった。第 2 に、取材対象に男性が多い中で、取材のための関係性構築の過程で、記者に対するジェンダー非対称な評価が生み出され、それが企業内での昇進にも影響している構図が浮き彫りになった。こうした格差はニュースのコンテンツにも影響を与えうるものである。

賈 瑩瑩(千葉大学大学院・院生)

「からゆきさん」から見る日本の性暴力

本論文では、幕末から明治期を経て第一次世界大戦の終わる大正中期までのあいだ、国外へ渡航し、性労働に従事した「からゆきさん」の歴史を通じて、日本社会における性暴力の構造とその歴史的背景を分析する。「からゆきさん」は、貧困や家父長制のもとで家族や地域社会の期待を背負い、経済的に搾取される形で性労働に従事した女性たちであり、その存在は近代日本のジェンダー不平等の象徴である。本稿では、「からゆきさん」と呼ばれる女性たちを取り巻く言説とまなざしの変容を時代を追って検討するとともに、これを可能にした社会構造や国家の役割について考察する。さらに、「からゆきさん」を取り巻く性暴力の問題を歴史的な文脈に位置付け、近現代日本の性、日本の植民地主義、今日のジェンダー問題に対する教訓を提示することを目的とする。

高橋 麻美(お茶の水女子大学大学院・院生)

女性支援における対象の包括性の課題:交差性の視点からの「女性支援事業」の考察

本報告では、女性支援において対象や政策課題をどのように整理すれば、女性間の分断や序列化をもたらすことなく、カテゴリーの交差に生きる全ての女性の支援ニーズに応えられるのか、交差性の視点から理論的に整理することを目的とする。女性支援の対象や課題については、まず「女性福祉」の研究及び実践現場での実態調査を踏まえた議論が行われ、2018年に始まった「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」でも重要な検討事項の一つとされた。そして 2024 年 4 月に施行された女性支援法では、売春防止法に基づき「要保護女子」の保護更生を目的とする婦人保護事業から、「困難な問題を抱える女性」の福祉の増進と人権尊重を理念とする女性支援事業へと抜本的に見直された。本報告ではこの転換期に焦点を当て、女性福祉に関する先行研究、実態調査、政府資料を基に、対象の包括性という観点から従来の婦人保護事業における課題を明らかにし、女性支援事業でこれらの課題は克服できたのか、また新法が新たな課題を生んだ可能性があるのかを検討する。

自由論題【B】 地方の仕事・暮らし

座長: 中澤 秀一(静岡県立大学)

呉 ハヌン(大分大学大学院・院生)

地方圏における元プロ選手の多様な暮らし方とその課題—「スポーツまちづくり」事例を中心に—

本研究では、地域間格差に伴って地方圏でキャリア展開問題が見受けられている中、個人の経済的自律性が形成されるその条件とはなにかを問いにしている。その問いを解明するために、現役引退をしたプロスポーツ選手(以下、元プロ選手)がスポーツまちづくりを生業にしている事例に着目し、経済的自律性が形成される過程を解き明かす。そして最後に、彼ら／彼女らの「スポーツまちづくり」がもたらす意義と課題について言及を試みることを目的とする。元プロ選手の「スポーツまちづくり」に着目する背景には、文部科学省はプロスポーツ選手たちが現役引退後も各地域のスポーツ振興のための一端を担うことを示してきた一方、地域スポーツ現場では彼ら／彼女らを受け入れる財政的余裕がないという政策と現場に乖離が生じているがゆえに、仕事獲得及び生活保障が自己責任になっていることにある。こうした中、自助・互助を通じてスポーツまちづくりを生業にしている元プロ選手の事例は、いかなる意義と課題をもたらすのか。こうした試みは、雇われない働き方に関する社会政策上の論点提示のための基礎的資料になると考えられる。

杉田 菜花(大阪市立大学大学院・院生)

大都市圏から地方圏へ回帰する理由としての家業継承とその後—岩手県出身の若者の生活調査から

地方圏で暮らす若者にとって、家業継承は重要な所得機会であり、大都市圏から出身地域へ回帰する要因の1つとされる。一方、地方経済の衰退などにより、家業継承をした若者が経営や生活に不安を抱えることが指摘されており、大都市圏から地方圏へ回帰したものの家業の継続をためらい、生活困窮に陥るリスクも想定される。家業継承に伴う葛藤や苦悩、その後の家業の展開については必ずしも明らかではなく、さらなる解明が求められる。さらに、地方圏の都市部と農山漁村部では回帰後の家業継続にともなう課題に差異も確認される。

本報告では主に家業継承のために地方圏へ回帰した若者の生活史のインタビュー結果から、家業継承に至る契機や事情、家業の継続過程での葛藤や苦悩を分析する。調査対象は岩手県の都市部と農山漁村部の20～30代の若者である。分析結果をふまえ、若者が大都市圏から地方圏へ回帰する理由としての家業継承の実相とその意義を考察し、社会政策学に求められる課題についても議論したい。

自由論題【C】 育児と葛藤

座長: 鈴木 恭子(労働政策研究・研修機構)

松村 智史(名古屋市立大学大学院)

育児を通じた父親のアイデンティティをめぐる葛藤と政策的示唆に関する考察

男性育児が政策的に推し進められているが、男性稼ぎ手モデルや、ケア役割が女性に偏ってきた日本社会で、男性育児は、父親のアイデンティティをめぐる葛藤を生み出すことが想定される。本研究では、かかる父親のアイデンティティ再構築について、インタビュー調査から分析を行った。分析の結果、育児を通して、父親は、ケアとは関係の乏しい男性競争社会における、慣れ親しんできた稼ぎ手モデルや強く逞しい男性像に代表される社会的な役割を喪

失することに葛藤していた。加えて、職場を中心とした準拠集団(コミュニティ・ネットワーク)から後退することにも迷いを覚えていた。父親の葛藤や迷いを解決または軽減する、新たなアイデンティティの拠り所やサポート源が必要だが、そうした政策は現状少なく、個々の父親に任せられている。子育ての社会化や、ケア負担の平等を進めるために、個々の父親に任せるだけではない、政策の必要性を提示する。

内藤 朋枝(成蹊大学)

女性の晩産化とワークライフコンフリクト

日本では晩婚化に伴い出産年齢も高くなってきている。厚生労働省によると、昭和 50 年、女性の初婚年齢は 24.7 歳で第 1 子出産年齢は 25.7 歳であったが、令和元年には初婚年齢が 29.6 歳、第一子出産年齢が 30.7 歳に上昇している。さらに結婚から出産までの平均期間も、昭和 50 年の 1.55 年から令和元年には 2.45 年と上昇している。また、独身女性の理想のライフコースについて第 16 回出生動向調査を確認すると、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」を理想としている割合は 34.0%と、他のライフコースと比較して最も高い。このことから女性たちは両立を視野に入れた慎重な行動をとることが予想され、結果晩産化が続きそうである。よって本研究では、実際に高齢出産した女性の両立の実態について検証を行う。検証にあたっては、21 世紀出生児縦断調査のパネルデータを用い、労働時間・余暇時間(が取れない事の悩み)・両立の悩みを中心に、年齢の変化が与える影響も合わせて確認する。

篠原 明穂(全国生命保険労働組合連合会)

子どもの有無によるコンフリクトを緩和する諸要因の検討—生命保険会社を対象とした調査を元に—

本報告は、第一に、子どもの有無によって職場にコンフリクトが生じているかどうかを調べ、第二に、コンフリクトが抑えられているのであればその要因は何かを検討したものである。方法としては、充実した両立支援制度を有する生命保険会社の内勤職員を対象に、第一のために、572 人のアンケート調査結果を分析し、第二のために、総合職本位と一般職本位という 2 つの異なるタイプの職場をケーススタディした。アンケート調査からは目立ったコンフリクトは発生していないものの、子どものいる側といない側の間には、コンフリクトの元となる「意識のズレ」が生じていることが判明した。そして、ケーススタディからは、良好な職場風土・人間関係のほか、業務の特性や職場の人員構成がコンフリクトの抑制に影響していることが確認された。一方、懸案として取り上げられる「短時間勤務者のフォローをしたことに対する評価」については、コンフリクトの抑制にはそれほど機能しておらず、実際は職場単位での追加勤務の処理がより重要であることが判明した。

自由論題【D】 生活困窮

座長:松原 仁美(静岡大学)

長松 奈美江(関西学院大学)

生活困窮者支援制度の利用・認知に結びつく要因

本報告では生活困窮者支援制度の利用状況を分析する。自治体による相談支援サービスの認知度は未だに低く、社会保障給付への「申請主義」により制度利用には様々な「壁」がある。相談支援サービスや支援制度を利用するのはどのような人々なのか。本研究では、地域雇用政策の先進的自治体 X 市の市民を対象にした質問紙調査データの分析から、行政によ

る相談支援サービスおよび困窮者支援制度の利用状況に結びつく要因を明らかにした。相談支援サービスと支援制度の利用に結びつく要因は、性別、学歴、物質的剥奪状況、非家族および家族サポートネットワークの有無であった。また認知に結びつく要因は、従業上の地位（非正規、無職）、非家族および家族サポートネットワークの有無であった。特に重要な知見は、(1)サポートネットワークを持っている人ほど相談支援サービスを利用し、支援制度を知っている、(2)非正規雇用者や無職であるほど支援制度を知らないということである。

河西 奈緒(国立社会保障・人口問題研究所)

不安定居住予防の類型論に関するレビュー: 論点整理と日本における今後の研究課題

欧米先進諸国における不安定居住政策は、2000年代半ば頃より予防策への転換を強めている。既往研究では、費用対効果や施設入所の抑制、当事者の厚生観点より不安定居住の予防が支持され、具体的な事業の効果検証研究も蓄積されつつあるが、これらの研究が予防策として論じる内容は貧困対策や住宅供給などの一般政策から、高リスク群や住宅退去寸前の個人に対する支援策、場合によっては住居喪失後の宿泊施設提供やアフターフォロー事業を含むなど、多岐にわたっている。本報告では、これら広範な不安定居住予防策を類型化する試みに焦点をあて、欧米諸国の先行研究レビューにより複数の類型における予防策の分類軸や基準、論点を整理する。さらに、整理した類型論に基づき、日本国内の学術研究及び政策立案における不安定居住予防の議論を批判的に検討し、今後求められる研究課題についての示唆を得るものとする。

自由論題【E】 ケア

座長: 鈴木 紀子(日本女子大学)

権 明(横浜国立大学大学院・院生)

中国におけるケアの再家族化に関する再検討: ダブルケアの視点に基づいて

従来の中国における家族内ケア責任をめぐる先行研究においては、「主婦化傾向」、「再家族化・再ジェンダー化」といった特徴が指摘されてきた。しかし、具体的な内実に関する議論は、理論面が実証面を先行しているように思われる。

本報告では、ダブルケアの視点を通じて、福祉レジーム研究における「脱家族化・再家族化」の議論に新たな実証的知見とアプローチを提供している。本稿は、ダブルケアの視点を取り入れ、ジェンダー、地域、年齢層、労働形態等、多角的なケアの実証的なモデルを構築し、変化する家族ケアの諸相を捉えることで、「再家族化」の諸パターンを析出した。具体的には、「孫ケアのみの再家族化」「親ケアのみの再家族化」「孫ケアと親ケアが重なるダブルケアの再家族化」という3つのパターンが浮き彫りになった。さらに、孫ケアと親ケアが重複するダブルケアの状況において、再家族化の経路が性別や年齢に応じて多様な方向性を示す。

亀山 裕樹(北海道大学大学院・院生)

ケアをしない選択肢を開くための理論的根拠の整理

子どもを含むケアラーの問題を考える際に、ケアを継続するばかりでなく、ケアをしない選択肢をも開く必要がある。これを支持する概念として「ケアをしない権利」を挙げることができるが、規範的理論に十分に基づくとは言い難い。そこで、ケアの責務に関してキティの提示する脆弱性モデルや宮本・押谷の提示する関係的モデルを参照し、ケアをしない選択肢を開くための理論的根拠を整理する。

その結果、とくに上述の関係的モデルについて、「よいケア関係」の実現というケア関係に内在的な観点から、子どもが過剰なケアの責務を負うと言えないのはなぜかを説明する点で

有意義であった。一方で、「よいケア関係」かどうかを判断する 1 つの根拠とされるケア関係者のニーズの充足に関して、一定の段階的な推論を要していた。この点について、ヌスバウムのケイパビリティ論に基づけばより直接的に論じることができ、ケアをしない選択肢を開くうえで有用である。

山中 鹿次(NPO 法人近畿地域活性ネットワーク)

介護労働者の不足問題と打開策 ―ケアニューデール政策の導入を―

日本では人手不足が深刻で、中でも介護業界はより深刻な人手不足に陥っている。介護労働者の年齢層も高く、超高齢化社会の進展の中で、介護利用はさらに増え続ける一方、今働いている人々自体が高齢化で引退も増え、2040 年頃にはデイサービス施設の場合、今は週 5 日稼働の施設が、週 4 日しか稼働できない状態に陥ることが指摘されている。

人手不足対策で、外国人人材の採用も図られているが、発展途上国の賃金上昇で日本への来訪増加は期待できず、介護は AI の活用で人手不足を補うことも困難な業種である。そうすると待遇改善しか方法はない。だが利用者負担と介護保険料を上げないと介護労働者の待遇改善が図れないが、これは国民の反発、経済的疲弊が予想され得策と言えない。そこで国債発行や通貨発行などを財源とし、介護労働者の待遇改善を図る、ケアニューデール政策の導入を提案する。

自由論題【F】 障害者

座長：田宮 遊子(神戸学院大学)

寺田 岳(一橋大学国際・公共政策大学院修了)

障害者雇用促進法における「障害者」の理念と課題―ハローワーク実務に対する調査から

障害者雇用促進法は、行政による就労支援の対象となる障害者の範囲を広く規定しつつも、雇用義務の対象となる障害者の範囲は限定的に規定するという二層構造を採用している。行政による就労支援の対象となる障害者は、特定の障害種に限定されず、障害故に就労困難な状況に置かれている全ての障害者が含まれるが、雇用義務の対象となる障害者は身体・知的・精神の3つの障害者手帳所持者の範囲と一致するように規定されている。

障害者雇用促進法は労働市場に対する強い規制である雇用義務制度を抑制的に設計する一方で、その対象から外れた障害者に対しては、個々人の就労困難性に応じて公的な就労支援サービスを提供することにより、幅広い支援ニーズに応えようとしているのである。

しかし、このような法の趣旨や意図は実際の法施行現場でどの程度忠実に再現されているのだろうか。本研究では複数のハローワークに対する調査により、ハローワークごとに支援の対象とする障害者の範囲と認定方法に差異があること、就労困難性要件が実質的に機能していないことを指摘し、障害者雇用促進法の理念と実施のずれを明らかにする。

山田 篤裕(慶應義塾大学)・百瀬 優(流通経済大学)

精神障害による年金受給者が生活保護を併給しないために必要な年金水準

およびその就労率への影響：生活水準(SoL)法と実態費用法に基づく試算

日本の人口当たりの障害年金受給者数は欧米諸国に比べて少ない。それでも 1990 年代以降、人口構成変化とは別個に生じた、精神障害や知的障害に基づく障害年金受給者の増大が観測されている。

一方、障害年金受給者の中、精神障害かつ障害の程度が最も軽いとされる厚生年金 3 級の受給者は最も生活困窮に陥りやすく、実際に生活保護受給率も高くなっている。一つの理由として、1985 年に就労者が多いという理由で厚生年金 3 級の給付水準だけが大幅に削減されたことが挙げられる。

本稿では、3 時点(2009、2014、2019 年)の厚生労働省「障害年金受給者実態調査」の個票を用い、精神障害に基づく障害年金受給者に焦点を当て、(1)生活保護を併給しないために必要な障害年金額の水準の引き上げ幅について、生活水準法と実態費用法という 2 つの方法に基づき推定した後、(2)年金水準を引き上げた場合、どれほど就労率に影響が及ぶのか、その可能性についても検討した。

自由論題【G】 介護保険・年金

座長: 鈴木 美貴(立正大学)

石田 真(大阪公立大学大学院・院生)

介護保険制度における保険料負担と介護費用の地域差に関する分析

—Jaccard 係数と階層的クラスタリングによる類型化の試み—

本研究は、介護保険制度における保険料負担と介護費用の両面から公平性を分析するものである。先行研究では、市町村等の保険者ごとの違いに着目し、65 歳以上の1人当たりの介護費用(2012～2022 年)及び保険料基準額(第 5 期(2012 年度～2014 年度)～第 9 期(2024 年度～2026 年度))について、変動係数と分位数による外れ値の検出を行った。その結果、介護費用については外れ値を示す保険者が増加傾向にある一方、保険料基準額では第 8 期までの増加から第 9 期で減少に転じていることが明らかとなった。

本発表では、新たに Jaccard 係数を用いて保険料基準額及び介護費用で外れ値を示す保険者の重複度を分析し、階層的クラスタリングにより類型化を試みた。その結果、2022 年時点での両者の関連性は限定的であり、地域特性に応じた類型が確認された。これは、現行の保険料算定における保険者間の財政調整の新たな課題を示唆する可能性があるものである。

吉田 健三(青山学院大学)

なぜハイブリッド型年金はアメリカで定着しなかったのか? :CB プランをめぐる紛争を中心に

20 世紀末以降、世界の年金政策における主要論点の一つは、確定給付型か確定拠出型かの選択である。それは、退職後所得保障の諸リスクの負担を、制度提供者が行うか加入者個人が行うかの選択であり、それぞれの方法に長短がある。一方、両者の間にはリスクをシェアする方法として、ハイブリッド型プラン(Hybrid Plans)と呼ばれる折衷的な制度が存在する。それは、スウェーデン、オランダ、日本にも例がある。確定給付型プランから確定拠出型プランへ急速に移行したアメリカ企業年金でも、このハイブリッド型プラン、主にキャッシュバランスプランと呼ばれる制度は、2000 年前後に急速に普及し、注目を集めていた。しかし、同制度はその後アメリカに定着することはなかった。この第三の可能性はなぜアメリカで受容されなかったのか、21 世紀の年金システムを展望する上で、この顛末が持つ意味は何か。本報告ではこれらの点を検討する。

自由論題【H】 子ども

座長: 近間 由幸(鹿児島県立短期大学)

松原 祥(東京都立大学大学院・院生)

子どもの放課後の過ごし方に関する実証研究: 自治体統合データを用いたクラスター分析

近年、子どもの居場所に関する政策的議論の加熱と、公民問わない子どもの居場所実践の増加が見受けられる。他方で、居場所を物理的な場と捉えた場合、家庭・学校以外に子どもがどこで過ごしているか、特に放課後に過ごす場所やその頻度に関する実態を検討する実証研究は多くない。一部の研究では所得階層と塾や習い事の頻度との関連などが示されているが、記述的な分析に留まっている。

そこで本稿では、複数自治体が小学生と保護者に実施した実態調査のデータを用いて放課後に過ごす場所と頻度について計量的に分析する。具体的には子どもの放課後の過ごし方(場所と頻度)を類型化し、類型化された個人の特徴を社会経済階層等の個人属性や居住地等の地域特性との関連から明らかにする。子どもが実際にどのような場所で過ごしているか、過ごし方のパターンは社会経済階層や地域性と関連しているか明らかにし、子どもの居場所政策・実践に有用な示唆を与える。

加藤 穂高(福島大学)

健康観察アプリデータを使用した不登校児童・生徒の分析

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、日本における不登校の児童生徒数は 11 年連続で増加しており、2023 年には児童生徒 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 37.2 人と過去最高を記録している。このような不登校児童生徒の増加要因に関する学術的な検討はまだ途上にある。

そこで、本研究では新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に多くの学校で導入された「健康観察アプリ」に記録されたコメントから不登校と関連すると思われるキーワードを抽出し、不登校とキーワードの関連を分析することで、不登校の背景要因に関する分析を試みた。その結果、「行きたくない」や「怖い」などの明確な登校拒否を想起させるキーワードだけでなく、睡眠に関わるキーワードと不登校の関連が観察された。このことから、児童生徒の生活リズム特性を踏まえた教育提供施策の必要性が推察される。

新田 凌大(東京都立大学大学院・院生)・青木 健資(東京都立大学・院生・非会員)・荻原 環(東京都立大学・院生・非会員)・松原 祥(東京都立大学・院生)・近藤 天之(東京都立大学・院生)・阿部 彩(東京都立大学)

子どもの家庭における意見尊重:子ども回答による大規模アンケート調査からの分析

子どもの権利条約では、子どもの意見の尊重や意思決定への参加の権利が規定されており、「こども基本法」並びに「こども大綱」においても同様にその重要性が強調されている。しかし、これまでの研究では、そもそも子どもが自分の意見を尊重されているのか、意思決定への参加ができていると感じているのかについてはほとんど分かっておらず、特に子どもの最も身近な家庭内での子どもの意見の尊重や意思決定への参加については研究されていない。

そこで、本研究では、東京都の小学 5 年生・中学 2 年生・16-17 歳の子どもが回答した個票データを用いて、どのような属性の子どもが家庭において「意見の尊重をされている」「共同決定ができている」と感じているのか、さらに意見の尊重と共同決定が子どもの「自己肯定感」「生活充実感」「主観的健康」にどのように関連しているのかを明らかにする。

自由論題【I】 職業キャリア

座長:郭 芳(同志社大学)

瀬戸 健太郎(立教大学)・那須 蘭太郎(東京大学・院生)

タスクの構造と価値の変動 ―昇進に寄与するタスクに着目して―

本報告の目的は、近年、労働研究で注目されているタスクの視点から、いかなる職務内容を遂行しているかが昇進に寄与しているか、それが職業や時代に応じてどのように変化しているかを実証的に明らかにすることにある。技術革新や産業構造の変化から、労働者が遂行している職務の時代変化を明らかにする先行研究が近年、増加している一方、職務の「価値」の時代変化、とりわけ量的な実証研究に関してそれほど研究蓄積は厚くない。多くの先行研究はタスクのシェアの増大を職務価値の増大と措定しがちであるが、必ずしもこの点は実証的に明らかにされていない。

そこで、労働政策研究・研修機構が提供している日本版 O-NET を 1995 年から 2015 年までに実施された「社会階層と社会移動に関する全国調査」(SSM 調査)にマッチングさせ、労働者が平均的に遂行している職務の価値がどのように変動したのか、特に昇進との関連について報告する。

田中 萬年(職業能力開発総合大学校・名誉教授・非会員)

“日本的民主観”による「徒弟制度」への偏見の問題—職業教育訓練低迷の一要因としての—

わが国における職業教育訓練への国民の支持は欧米諸国に比べ高くない。その要因は特に戦後のわが国特有の「民主」観にあるように思う。それは「教育」への信奉であり、その裏面の「徒弟制度」への日本的な批判である。本報では特に後者の問題を取り上げる。

まず、「徒弟」とは単に弟子の意味で、明治初期までは僧侶の弟子に使われ、職人の見習工には使われていなかった。

なお、GHQは“Vocational Training”に“Apprenticeship”を含めていなかった。しかし、政府は「技能者養成規程」を GHQ に“Apprenticeship Ordinance”として報告していた。

にもかかわらず、「労働基準法」には奇妙な日本語「徒弟の弊害排除」というタイトルが挿入され、今日まで生きている。

そして、教育への信奉とも絡んで、新たに制定された「職業訓練法」には欧米とは異なり教育との分離が背負わされ、国民の職業訓練への期待の惹起を阻害してきた。

自由論題【J】 政策の決定・影響

座長: 中村 天江(連合総合生活開発研究所)

西村 幸満(国立社会保障・人口問題研究所)

EBPM に向けた基本的課題 —評価先行、統計偏重・定性調査の軽視、調査員を巡って—

EBPM(Evidence Based Policy Making)に対する注目が高まっている。「社会で発生する問題の解決に向けた公的な生活方針」を志向する社会政策にとって見過ごせないトレンドであるが、政治家・省庁・地方自治体等の一部で注目され、学術研究においては行政学を中心に EBPM の全体像を跡づける一方で、経済学では統計利用に偏っている。すなわち、エピソードからエビデンスへと短絡化し批判対象となった過去の政策決定プロセスの検証もせずに、現状は行政のプログラム・業績評価といった手続論と統計を利用した RCT(Randomized Controlled Trial)手法に関心が集まっている。

本発表では EBPM が従来の政策・事業評価(経営学)などの焼き直しという批判を含めて EBPM を整理しなおし、また Evidence の元となる統計が抱える問題に対して、調査実施主体の立場から検討を行う。統計に基づく Evidence の構築に対して、近年の統計がもつ脆弱性(非標本誤差の一つである統計調査員(登録調査員を含む)不足)に注目して EBPM の根本的な課題を各統計改革報告書、統計委員会議事録から抽出・提示する。

前浦 穂高(労働政策研究・研修機構)・西村 純(中央大学)

最低賃金の決定プロセス ―地方連合会 13 組織の事例分析

本報告の目的は、地方における最低賃金がいかにして決められているのかを明らかにすることである。近年、政府主導の賃上げ気運のもとで、最低賃金は今までにないペースで改定されている。2024 年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で 1,055 円となった。

地方の最低賃金は、中央最低賃金審議会が示す目安を参考に決定されるが、地方によって引き上げ額は異なる。しかし、最低賃金に関わる先行研究では、上記の差異がもたらされた背景や当事者の関与は明らかにされていない。

そこで、本稿では、最低賃金改定の際に行われる労使間および労組内での調整活動を通して、最低賃金決定の実態を明らかにする。地方連合会 13 組織へのヒアリング調査の結果、次のことが明らかとなった。(1) 地方連合会は独自の中長期的な目標を設定したうえで三者協議に臨んでいる、(2) 地方連合会は各々の比較対象(他の都道府県)を有しており、金額はその状況を考慮して決定されている、(3) 当該年度の目安を予測し、事前に使用者団体と金額に関する話し合いを実施している、(4) 労組側も地場企業の経営を考慮しつつ協議に臨んでいる。このように、労組内および労使間での調整が行われており、最低賃金の決定において三者構成の当事者の主体性は失われていないことが示唆される。

高橋 義明(明海大学)

ポストコロナの感染症意識: 社会的要因を探る

2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症が感染症法の位置付けが 2 類相当から 5 類になってから 2 年ほど経った。しかし、例えば、2024 年には手足口病が 7 月に過去 10 年で最多、マイコプラズマ肺炎が 10 月に過去 10 年で最多、インフルエンザが年末に統計を取り始めて過去最多など感染症の流行が続いている。コロナ対策で免疫を持った人が減ったためという理由が挙げられているが、それだけであろうか。本研究はコロナ禍を経て感染症への人々の向き合い方の変化に焦点を当てることを目的とする。具体的には 2021 年 3 月に実施した調査回答者への追跡調査を 2024 年 2 月に行い、感染症への意識を比較した (n=4,696)。

その結果、「自分は感染することはない」「若者は感染しても重症化しない」「人が多くても話をしなければ問題ない」などは少数意見でかつ統計的に有意差はみられなかった。一方、「3 密(密閉・密接・密集)は避けるべきだ」について統計差がみられ、同意(=全く同意+やや同意)が 71.7%から 51.2%に減り、非同意(=全く同意しない+あまり同意しない)が 24.5%から 44.3%に増えている。そのような意識によって外出時に全くマスクをしない者も 1.7%から 24.4%に増加していた。こうした感染意識も踏まえた対策が求められている。

教育セッション

社会政策研究とは何か？

社会政策学会では、第 132 回(2016 年春季)大会から、若手研究者のための教育セッションが設けられました。今回の春季大会では、「社会政策研究とは何か？」をテーマに当セッションを開催いたします。

これまで、教育セッションでは、各種調査や研究手法、論文執筆の実際等について都度トピックを立ち上げ、その具体的な方法の解説や、なかなか共有されにくいノウハウ等について登壇者からご講演いただき、若手研究者に限らず、毎回、幅広い研究者にご参加いただきました。他方で、このような具体的な手法については各大学・大学院でも教えられるようになったものの、そもそも本学会が掲げる「社会政策」とは何なのか、より突き詰めれば「社会政策を研究する」ということはどういうことなのか、そのことについて理解を深める機会は少ないように感じられます。実際、若手研究者からの「政策を研究するということが今一歩つかめない」という声も聞かれたりするところです。「社会政策とは何か」ということはかつてより論争がつきないテーマではありますが、学問的論争という事以上に、研究として取り組むための「型」のようなものを捉えてみようとする機会には必要ではないでしょうか。

今回の教育セッションでは、社会政策をどのように考え、政策研究を進めていくかについて、これまでとはやや異なり抽象的な話も含めつつ、登壇者の実際の研究も振り返っていただくような形で、政策研究のイメージがつかめるようなセッションとすることを目指します。労働政策、社会保障政策の各分野の先生からご講演をお願いしていますが、企画の念頭に置くのは、両方を含めた「社会政策」全体です。

大会二日目のお昼の時間帯を使い、昼食をとりながら参加することができますので、ぜひご参加ください。

春季大会企画委員会

座長：瀬野 陸見(阪南大学)

1. 久本 憲夫(京都橘大学)

学問としての「社会政策」と私の研究

2. 大沢 真理(東京大学)

社会政策研究のジェンダー化

幹事会・各種委員会・専門部会開催のご案内

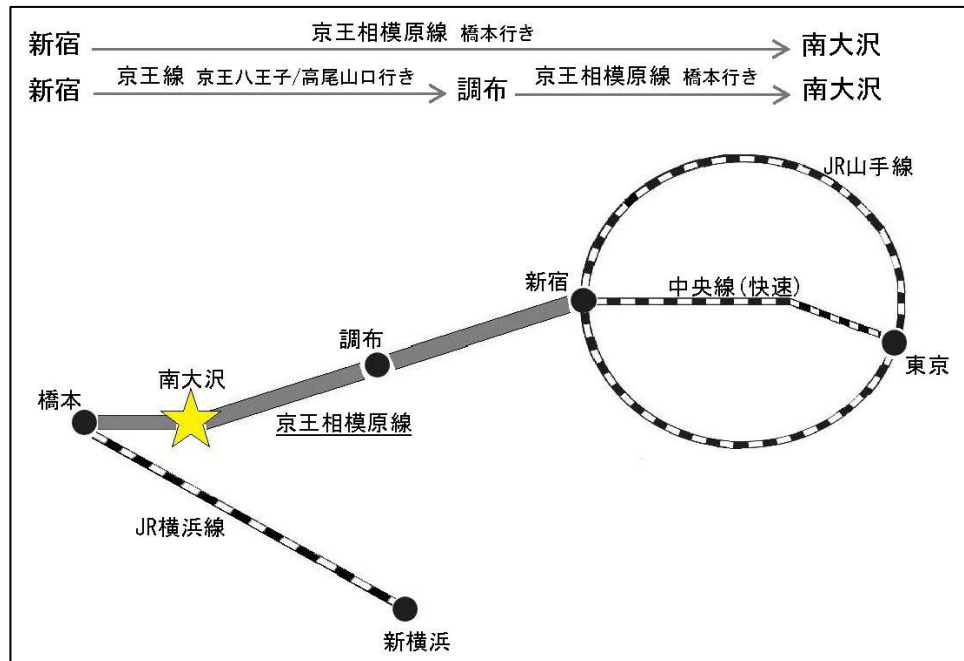
	5 月 17 日（土） (11:30 ～ 13:00)	5 月 18 日（日） (11:30 ～ 12:45)
幹事会	1 号館（1 階）102 教室	
学会誌編集委員会	1 号館（1 階）103 教室	
春季大会企画委員会	1 号館（1 階）104 教室	
秋季大会企画委員会	1 号館（1 階）105 教室	
国際交流委員会	6 号館（2 階）213 教室	
本大会共通論題打ち合わせ	6 号館（2 階）201 教室	
第 151 回大会共通論題打ち合わせ	6 号館（2 階）202 教室	
[専門部会]		
ジェンダー部会	1 号館（2 階）202 教室	
労働史部会	1 号館（2 階）203 教室	
総合福祉部会	1 号館（2 階）204 教室	
社会保障部会	1 号館（2 階）205 教室	
非定型労働部会	1 号館（2 階）206 教室	
雇用・社会保障の連携部会	1 号館（2 階）208 教室	
保健医療福祉部会	6 号館（2 階）203 教室	
労働組合部会	6 号館（2 階）204 教室	
アジア部会	6 号館（2 階）205 教室	
社会的排除／包摂部会	6 号館（2 階）211 教室	
地方部会	6 号館（2 階）212 教室	

- 幹事会・各種委員会・専門部会開催のため、各教室を上記の通り確保してございますが、開催されるかどうかや開催時間帯は、各々ご担当者までご確認ください（表頭の括弧内の時間帯は昼休み時間をご参考まで記載）。
- 両日ともお弁当（参加登録時に要お申込み／前納）は休憩室（1号館1階101教室）で11時頃からの配布を予定しております。

交通アクセス・キャンパスマップ

- **交通アクセス:** 京王相模原線「南大沢」駅から徒歩 3 分

※京王線「京王八王子」行／「高尾山口」行は、「調布」駅にてお乗り換えが必要です。



- **キャンパスマップ:** 東京都立大学南大沢キャンパス一号館・六号館
(〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1)



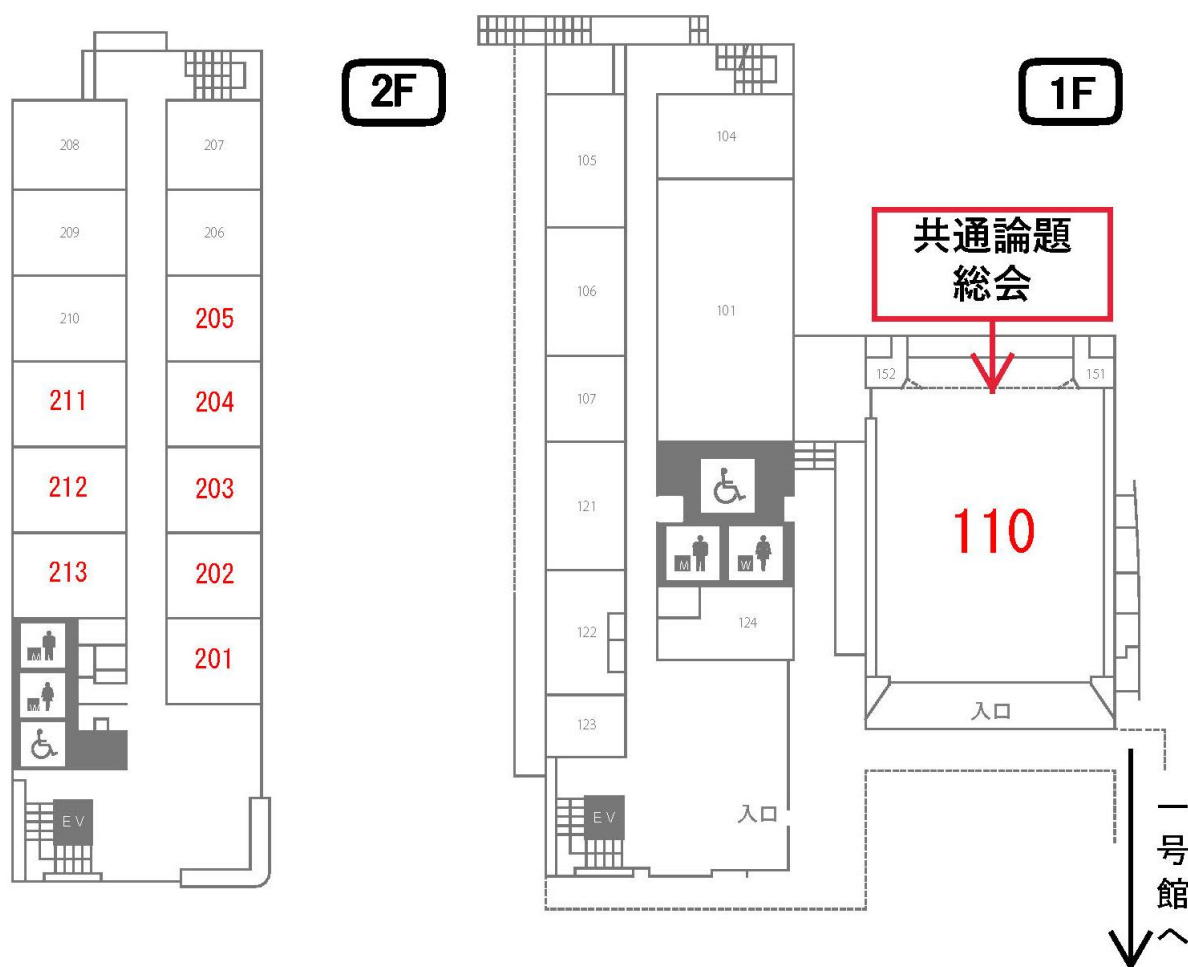
教室配置図

教室配置の概要

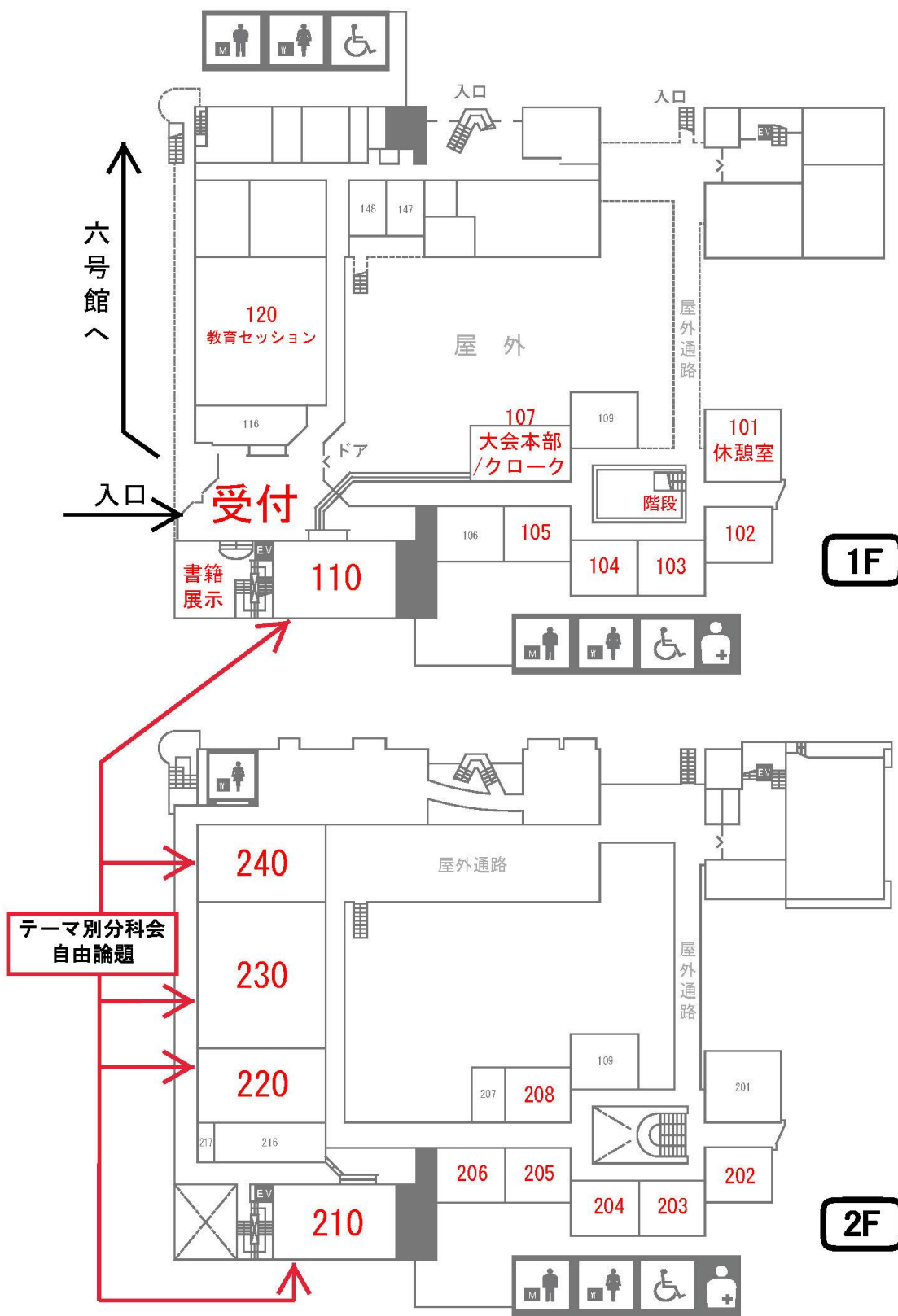
	5月17日(土)	5月18日(日)
受付	1号館1階西側入口	
共通論題*・総会	6号館(1階)110教室	
テーマ別分科会・自由論題	1号館(1・2階)110・210・220・230・240教室	
教育セッション		1号館(1階)120教室
幹事会・委員会・専門部会	1号館(1・2階)・6号館(2階)各教室	
書籍展示	1号館(1階)南側階段横	
休憩室	1号館(1階)101教室	
大会本部／クローク	1号館(1階)107教室	
懇親会	国際交流会館1階	

※5月17日(土)の共通論題打ち合わせ会場は、6号館(2階)201教室となります。

東京都立大学 南大沢キャンパス 六号館



東京都立大学 南大沢キャンパス 一号館



懇親会のご案内

日時：5月17日（土）18:30～20:15

場所：東京都立大学 南大沢キャンパス 国際交流会館1階（35頁ご参照）

※ 懇親会参加費（5,000円）は大会参加登録と一緒に事前にお申込み・前納ください。準備の都合上、大会当日の懇親会参加お申込みは原則お受けできません。ご了承ください。

